

高齢者施設における介護職員等派遣に関する取扱い要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内の高齢者施設（入所系）において新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、当該施設に他施設より職員を派遣する際の事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 感染症 新型コロナウイルス感染症をいう。

(2) 高齢者施設（入所系） 次に掲げる施設であって、県内に開設されたものをいう。

ア 介護保険法で規定する介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設並びに介護老人保健施設

イ 老人福祉法で規定する養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

ウ その他入所系施設（サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、認知症グループホーム、介護医療院）

(3) 感染症発生施設 新型コロナウイルス感染症が発生し、介護職員等の派遣を要請した施設等をいう。

(4) 派遣施設 新型コロナウイルス感染症が発生した施設に介護職員等を派遣する（した）施設をいう。

(5) 派遣協力登録施設 新型コロナウイルス感染症が発生した施設に、介護職員等の派遣が可能であると登録された施設をいう。

(派遣協力登録施設名簿)

第3条 県は、新型コロナウイルス感染症の発生に備え、感染症発生施設に介護職員等の派遣協力が可能な施設を募り、「派遣協力登録施設名簿」を作成するものとする。

(派遣の依頼)

第4条 高齢者施設（入所系）の開設者は、施設の職員又は入所者が感染症にかかり、自らが開設するほかの施設の職員の配置換え等の措置を講じても、介護保険サービスの継続が困難と考えるときは、県に介護職員等の派遣について依頼することができる。

(派遣の調整依頼)

第5条 県は、前条の規定による派遣の依頼を受けたときは、社会福祉法人島根県社会福祉協議会（以下「島根県社会福祉協議会」という。）に派遣の調整を依頼するものとする。（別紙様式1）

(派遣職員の調整と選定)

第6条 島根県社会福祉協議会は、前条の規定による依頼を受けたときは、第3条の「派遣協力登録施

設名簿」の中から、感染症発生施設が開設された地域等を考慮し、派遣施設を調整するものとする。

(調整結果の通知)

第7条 島根県社会福祉協議会は、前条の規定により調整した結果について、必要な事項を県に通知するものとする。(別紙様式2)

(派遣の決定)

第8条 県は、前条の規定による通知を受けたときは、職員の派遣を決定し、派遣を承諾した施設の開設者(以下「派遣元」という。)及び感染症発生施設の開設者(以下「派遣先」という。)に対して派遣を決定した旨その他必要な事項を通知するものとする。(別紙様式3)

(損害補償)

第9条 県並びに島根県社会福祉協議会は、派遣元に対し、派遣職員にかかる損害保険への加入を要請する。

(派遣協定)

第10条 派遣元と派遣先は、派遣協定書(別紙様式4)の例により派遣協定を締結するものとする。

(職員の派遣)

第11条 派遣元は、前条に規定する派遣協定に従い、感染症発生施設に職員を派遣するものとする。

(定めのない事項)

第12条 この要綱に定めのない事項は、高齢者福祉課長が定める。

付則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。